

令和5年度6月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和5年6月9日（金）
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 溝口公民館3階大会議室
 出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 10名
 事務局 3名

1 開会宣言	午後3時30分
事務局	これより令和5年度第3回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、3番 中曾委員・4番 畑委員にお願いします。
4 報告事項	【報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による通知書について】 加川議長 報告第6号について、事務局より報告をお願いします。 事務局長 報告第6号の1～2番、朗読 加川議長 皆様の方から報告第6号の1～2番について、何かご質問・ご意見はありますか。 加川議長 ないようですので、報告第6号の1～2番、報告させていただきます。
	【報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】 加川議長 報告第7号について、事務局より報告をお願いします。 事務局長 報告第7号の1～2番、朗読 加川議長 皆様の方から報告第7号の1～2番について、何かご質問・ご意見はありますか。 加川議長 ないようですので、報告第7号の1～2番、報告させていただきます。
5 議事	加川議長 議事に入ります。 加川議長 議案第11号 農地法の非適用に係る証明願いの審議について、事務局より説明をよろしくお願いします。第1番～2番 事務局長 議案第11号1番～2番の朗読 議案第11号1番、立証者は内藤委員です。 加川議長 事務局の説明が終わりましたが、1番の案件につきまして、内藤委員説明をよろしくお願いいたします。
内藤委員	こちらの案件につきまして、推進委員の方と話をしましたところ、現地の確認まではよいのではないかということで、農業委員会として現地確認はしていませんでしたが、事務局の方で5月中旬頃に現地確認をされて、それから私の方でも譲渡人の方と話をして、さらに今月に入ってから田植え後の現地も確認をさせていただいています。 譲受人の方にすでに以前から貸借されていて、譲受人の方がお米を作られているという

	状況の中で、譲渡人の方が自分で管理する見込みがないということで、現在お貸ししている譲受人の方に譲渡したいということでした。現地の方もきちんと田植えがされていて、管理もされていましたので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	推進委員の方、何か補足説明ありますでしょうか。
木村委員	ありません。
永見委員	ありません。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第11号の1番は承認されました。
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、2番の案件につきまして、畠委員説明をよろしくお願いいたします。
畠委員	この案件につきましては、現地確認はしておりません。 と言いますのも、さきほどの報告第7号の2番にありましたように、賃貸人と賃借人の方、農地パトロールの時に、管理状況があまり良くないということで、度々指導しておりました。前の賃借人の方が体調不良等いろいろありまして、なかなか管理が出来ないということで、今回譲受人の方が買われるということであれば、管理の方もきちんとされるということで、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	推進委員の皆さん、何か補足説明ありますでしょうか。
池口委員	ありません。
福島委員	ありません。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第11号の2番は承認されました。
加川議長	議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくお願いします。
事務局長	議案第12号1～2番の朗読 この案件につきましては、今月、県農業会議の常設委員会の代表の方が来られて、現地確認を6月15日に会長と事務局2名で対応をするように予定しています。 6月22日に県の農業会議の常設委員会の議案であります。 理由としましては、2,000平方メートル以上の物の転用は、全てあがるということですので、そのように対応しているということです。 いずれも地元からの同意書は出ているということですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、12号1番の案件につきまして野坂委員説明をよろし

	くお願いいいたします。
野坂委員	議案第12号1番の案件につきましては、今回は現地確認をしていません。先月審議いただいた案件の隣接地で、4月に加川委員、山下委員とで現地確認をしていますので、今回はしていません。何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、この案件につきまして、皆様の方から何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。
加川議長	ご意見、ご質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第12号1番は承認されました。
加川議長	12号2番の案件につきまして中曾委員説明をよろしくお願いいいたします。
中曾委員	議案第12号2番の案件につきまして、5月30日に、妹尾委員と宅野委員、事務局から2名、業者の代理人の方と私とで現地確認を行いました。現地は未整備田ですし、かつ農業振興地域の農用地区域外でありますので、業者が買い付けて、28区画の分譲を行う予定ということです。現在開発等の続きをなっていますので、他にさしたる問題はないかと考えています。審議のほどよろしくお願いいいたします。
加川議長	推進委員さんの方から、何か補足説明ありますでしょうか。
宅野委員	ありません。
妹尾委員	ありません。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何かご質問等ありますでしょうか。
畠委員	事務局にお尋ねしたいのですが、ここは構造改善されていない農振除外地ということで、この宅地目的で家は建つのでしょうかけど、売買はどういう条件なら適用になるのでしょうか。規制はありますよね。こういう所では、そういうのは出来ないとか。
事務局長	農地を宅地にする場合ですか。
畠委員	そうです。
事務局	農地を宅地にする場合の規制は、農振農用地に入っていたりする農地の場合は除外します。
事務局長	これは宅地だけではなくて、転用要件として捉えていただければいいです。
畠委員	そうですか。とりあえず条件を教えて下さい。今言われた農振農用地域内を除外するというのには当然だと思います。
事務局	あとは第一種農地と言われる、圃場整備田とか、農地の集団として、10ヘクタール以上の農地の集団になっている一部の農地、いわゆる集団的農地は、基本的にはこういった大きな開発は出来ません。個人の住宅は他の集落に接続していたら出来る可能性はありますが、大規模な開発は、基本的には『農地を守る』ということで、出来ないということになっています。
畠委員	わかりました。
事務局長	地図を見てもればわかりますが、左側に圃場整備をしたような農地が広がっているのですが、ちょうど間に三角形の宅地があります。これがあるために分断しているとみな

	<p>せるために、転用が可能だということです。</p> <p>県の方と事務局とで、長い間話し合ってきて、やっと漕ぎついたという感じです。</p> <p>一概にこうだから出来る・出来ないということではなくて、その場所の状態に応じて、その都度、県と協議しないといけない状況にはなっています。</p>
畠委員	というのが、以前は開発が勝手にどんどん出来なくて、結構条件が厳しかったですよね。ですので、確認をさせていただきました。
事務局長	農振農用地域区域に入ってなくて、第二種農地なら出来ます。
畠委員	それと米子市みたいに都市計画区域内では出来ないわけですか。
事務局	米子市だと都市計画があって、場所によって開発が出来ません。
事務局長	他の計画が入っている場合は、伯耆町にないので、詳しくはわかりません。
畠委員	そういう案件の場合は、だめだということですね。
事務局長	とにかく許可の権限が町にはありませんので。県に必ず話を通して判断しています。
畠委員	わかりました。
加川議長	その他に皆様の方から何かご質問等ありますでしょうか。
加川議長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第12号2番は承認されました。
加川議長	議案第13号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第13号朗読
加川議長	この案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第13号は承認されました。
加川議長	議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）の件、朗読。 議案第14号は、中間管理機構の事業です。 今回1件目が加川議長に関する案件ですので、議長を亀山議長代理に交代していただいて、先に審議したいと思います。 議案第14号-1 伯耆の郷の農用地利用集積等促進計画(案)に関する案件朗読 議案第14号-2 その他の者による農用地利用集積等促進計画(案)に関する案件、朗読
亀山議長代理	議長を交代します。 議案第14号-1番の5~7の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
亀山議長代理	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
亀山議長代理	全員賛成、議案第14号-1番は承認されました。
亀山議長代理	議長を交代します。
加川議長	続きまして、議案第14号-2番その他の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。

加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の举手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第14号ー2番は承認されました。
加川議長	議案第15号 非農地通知書の発出に係る非農地判断の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	<p>議案第15号についてですが、事務局より説明をいたします。</p> <p>先月、畠委員の方からご質問がありましたが、非農地通知を伯耆町はしているかということでしたが、これにつきましては、この65筆まとめて農地以外の地目へ登記する予定です。</p> <p>それの現地確認を担当農業委員の方にしていただきましたので、提出いたしました。</p> <p>理由ですが、図面を見ていただければわかりますが、この合計62,781平方メートルの広大な農地が非農地状態になっています。町としましても、まとまった非農地を処分したいということあり、またそういう国の方針もありますので、今回地元の方と話がつきましたので、させていただくようにしました。</p> <p>と言いますが、この全ての筆を地縁団体、いわゆる自治会法人が全て登記をされました。今まででは他49名の共有地でした。</p> <p>おそらく皆様の地元でもあると思いますが、もう亡くなって登記が出来ないというケースがありますが、今、地縁団体で土地を所有することが出来るようになりました。</p> <p>それについては、企画課の町づくり推進室で手続きが必要になります。三ヶ月間の公告等いろいろ行なって、異議申し立てがあった場合にはそこで無効になります。</p> <p>そこでこの案件の当該地区は、今年の3月に法務局で一つの自治会の土地として、全部登記をされましたので、今回この案件を取り上げることが可能になりました。</p> <p>審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
加川議長	この案件につきまして、立証者の亀山委員説明をお願いします。
亀山委員	6月1日に内田委員、小西委員、事務局の方2名と私の5名で、現地の方を確認させていただきました。数十年前からもう耕作はされておられませんので、もう山の状態になっています。図面を見てもうとわかりますが、ちょうどバイパスの付近で、小林地区にあがる道路のそばで、景観も非常に良くないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	推進委員さんの方から、何か補足説明ありますでしょうか。
小西委員	ありません。
内田委員	ありません。
加川議長	特にないようですので、皆様の方から何かご質問等ありますでしょうか。
野坂委員	相続は、以前は個人名義ですね。
事務局長	共有名義です。
事務局長	※※他49名ですから、50名ではないでしょうか。
野坂委員	うちの集落にもそういうケースがあります。
事務局長	どこにでもあると思います。お墓ですか、公民館などが該当すると思います。
野坂委員	5年位前までは、難しかったです。名前はあるけど相続していないといけませんでした。
事務局長	まず必ずしないといけないのが、地縁団体としての登録です。自治会を法人化するのに、まず会議録・規約・皆様のメンバー一覧とかそういうものを揃えていただきます。こ

	<p>れは企画課の町づくり推進室で説明を聞いていただきたいと思います。</p> <p>そういうことで、地縁団体に登録をする。地縁団体が所有する土地というのは、今非常に登記が出来ない土地等が増えたので、国も何か考えなくてはいけないということで、この地縁団体の合意があれば、その土地を取得すること、地縁団体に名義を変えることについて、3ヶ月間の公告をして、その間に異議申し立てがなければ登記が出来るという法律が出来ました。それによって登記が出来るということです。</p> <p>ただ簡単ではないようです。結構いざこざがあるそうです。</p> <p>しようと思っても、その関係者がおられないなかで進めようと思っても、その内の何人かが集落から出ておられたりして、会議には出てこられてなくて合意もしていない人がおられても、多数決で合意して進めます。</p> <p>いざ公告した時に、自分は何も聞いていないとして異議申し立てをする方がおられると、そこからまったく前に進まないそうです。</p>
野坂委員	私の集落の場合は、簡単にはいきませんでした。
加川議長	※※集落も地縁団体を作られたりされているようですし、※※集落も昨年地縁団体を作りました。
事務局長	ルールを聞きますと、この土地だけもらって、この土地は要らないということは出来ないようです。全部しないといけないようです。この共有地だけ地縁団体の名義にして、この共有地はしないということは出来ないということでした。
内田委員	森林組合の分を移行して、地縁団体を作るわけです。 森林組合の部分と、地縁団体の部分があつて当たり前になっています。 地縁団体があり、森林組合がありますが、同じ集落の中ですから、権利者は同じです。
事務局長	森林組合が所有する山と、地縁団体が所有する土地は別々です。 ただ公民館の土地は地縁団体で所有して、公園の土地は面倒だから所有しないということは出来ないということです。そういうふうに聞きました。
内田委員	森林組合をそのまま移行は出来ないのでしょうか。
事務局長	森林組合からの名義変更なら、簡単ではないですか。
事務局長	相続が出来ないような土地を、地縁団体の所有にするわけですから、代書人の方の労力はそれなりにあると思います。通常の名義変更よりは、いろいろ費用も掛かるのではないかでしょうか。
加川議長	この案件につきまして、皆様他に何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第15号は承認されました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局長	今、6月定例議会に、農業委員の任命についての同意について、議会に提案しているところです。農業委員につきましては、町長が任命することになっています。農業委員会法において、議会の同意を得てから任命するということになっています。今回4月12日から5月12日まで農業委員及び最適化推進委員の募集を行なったと

ころ、農業委員が10名、最適化推進委員が10名の定員いっぱいの申し込みがありました。そこで5月12日に、評価委員会を開催いたしまして、農業委員を8名の方に絞りまして、議会に提案いたしました。

お名前をお呼びします。今こちらにおられる方もおられますので、継続してお願ひしたいと思います。

八郷地区は亀山英登さん、二部地区が畠嘉夫さん、溝口地区が長谷川幹子さん、女性の方です。日光地区が内藤陽博さん、中立委員として引き続き商工会から安酸昭さん、幡郷地区が中曾和好さん、大幡地区が野坂悟さん、土地改良区からの推薦ということで加川賢明さん、以上の8名の方を議会に任命しています。

今後の日程ですが、7月20日に任命式・辞令交付式を行う予定です。これは農業委員のみです。8月10日に最適化推進委員の辞令交付式を行ないます。

最適化推進委員につきましては、大幡地区が勝部弘志さん、坂田良典さん、八郷地区が内田康敏さん、仲田主さん、二部地区が池口眞介さん、南波康彦さん、溝口地区が篠田晴郎さん、山中晋さん、日光地区が木村修司さん、永見文夫さん、幡郷地区が船森恭彦さん、妹尾武晴さん以上12名の方、合計20名の方ということになります。

よろしくお願ひいたします。今回、退任される方がおられます、長い間ありがとうございました。以上です。

加川議長 その他、何かご質問等ありますか。

加川議長 他にないようですので、次回の定例会は、7月10日月曜日、午前9時30分から本庁舎3階の大会議室で行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

加川議長 以上をもちまして、第3回の農業委員会定例会を終了いたします。

7 閉会 午後4時10分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

3番

中曾和好

4番

畠嘉夫

